

業務仕様書

1 業務名

こども人形劇場こぐま座舞台天井アスベスト除去業務

2 業務概要

別添「詳細図」に示すとおり、札幌市こども人形劇場「こぐま座」の舞台天井に吹付けられている石綿含有バーミキュライト（ひる石）を除去し、同等性能を有する建材で復旧する。

3 履行場所

札幌市こども人形劇場こぐま座（札幌市中央区中島公園 1－1）

4 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 24 日（金）まで

※施設との調整により、令和 5 年 2 月 13 日（月）から同年 3 月 4 日（土）までを休館期間として設定しているため、現場での作業についてはこの期間内に全て完了させること。

5 遵守法令等

受託者は業務の履行にあたり、次の関係法令・規程等を遵守しなければならない。

- (1) 石綿障害予防規則
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 労働安全衛生法
- (5) その他関係仕様書、関係法令、規定及び下記マニュアル
 - ・「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル（令和 4 年 3 月訂正版 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）」

- ・「札幌市特定粉じん排出等作業におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル（事業者向け）令和４年４月版」

6 作業資格等

- (1) アスベスト含有建材の除去にあたっては、石綿障害予防規則に基づく石綿作業主任者を選任すること。
- (2) アスベスト含有建材の処分にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。
- (3) 石綿作業主任者および特別管理産業廃棄物管理責任者は、受託者が雇用している職員でなければならない。

7 舞台装置の取り外し、再取り付け及び動作確認

アスベストを除去するにあたって舞台装置等を取り外す必要がある場合は、本業務にて行い、除去後には装置を再取り付けし、本業務開始前の状態に戻すこと。

また、再取り付け後は、施設職員の立ち会いのもと、使用に際し安全かつ良好に運転できるよう、各装置等の動作に異常がないかの確認まで受託者が責任をもって行うこと。

8 揮発性有機化合物対策

揮発性有機化合物等の少ない材料、又は含有していない材料の使用に努めること。

また、使用する材料について揮発性有機化合物 13 物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン・クロルピリホス・フタル酸ジ-*n*-ブチル・フタル酸ジ-2-エチルキシル・テトラデカン・ダイアジノン・アセトアルデヒド・フェノブカルブ）の含有や使用の有無を製品安全データシート（SDS）等で確認し、受け入れ時に事前に書類で確認したものと現物が同一であることを納品書等で再確認を行い、安全を確認すること。

6 物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン）の内、いずれかの 1 物質でも含まれる材料を使用した場合は施工後に室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認する。

また、業務時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物等の発散を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。

9 費用負担

業務に使用する工具及び消耗品は受託者の負担とするほか、舞台装置の取り外し、再取り付けに係る費用及び業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理等、本業務の完了までに付随する費用は、全て受託者の負担とする。

なお、費用の積算に関して現地の確認が必要な場合は、日程等について発注者と調整を図ること。

10 安全確保

- (1) 業務履行にあたっては、その所属を容易に識別できる制服・名札を着用させるとともに、ヘルメット、半面マスク、作業衣、呼吸用保護具、保護具フィルター、シューズカバー、手袋の安全具（以下「作業保護衣」という。）等の着用を徹底し、上記5にあげる関係法令を順守すること。
- (2) 業務履行に必要な場所へ無断で立ち入らないこと。

11 提出書類等（※個人情報については確認時に閲覧し、提出は不要とする。）

- (1) 着手時
 - ① 業務着手届
 - ② 業務代理人届出書（経歴書、各種証明書類、石綿作業主任者の指定、技能講習受講証等添付を含む）
 - ③ 業務工程表
- (2) 着手後・現場着手前
 - ① 作業計画書

本業務に係る作業を行うにあたっては、その全ての作業に対し予め作業計画を委託者に提出し、承諾を得ること。なお、作業計画書には下記を盛り込むこと。

（概要、組織・連絡体制、安全衛生管理、仮設計画、搬出入計画、作業工程、作業要領、作業場からの石綿粉塵飛散防止措置、廃棄物処分計画、使用薬剤・使

用資機材等)

※作業計画に変更が生じた場合は、速やかに変更計画書を作成し、委託者に提出して承諾を得ること。また、このことについて打合せ記録簿を残すこと。

② 作業員名簿及び資格等（写）（特別教育の受講証明書も添付）

③ その他委託者が必要と認める書類

(3) 完了時

① 業務完了届

② 業務報告書

※業務報告書は、作業写真（着手前、作業中、完了の工程が確認できるもの）や、打合せ記録簿、調査・検討資料、調査報告書など、業務の遂行にあたり必要となった資料を差す。

上記の他、書類の提出が必要になる場合は、委託者の指示に従い随時提出すること。

12 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。特に次の事項について積極的に取り組まなければならない。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に関わる用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。
- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修等を行うこと。
- (8) 原則として火気厳禁とする。火気を使用する場合には、施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。履行場所を含む敷地内での喫煙は禁止とする。

13 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては従業員の事故防止に十分注意するとともに事故に対する一切の責任を負うこと。事故が発生した場合は緊急処理を取ると共に、速やかに委託者に報告すること。
- (2) 万が一、作業中に敷地内の設備および周辺物に破損等が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、修繕を行うこと。なお、受託者自ら瑕疵のある事故等に関しては、一切の責任を負うこと。
- (3) 作業場所においては常に整理・整頓及び清掃に心掛け、作業後の点検、確認を忘れずに行うこと。
- (4) 本市の施設・設備等を使用する場合は委託者の承諾を得て使用することとする。
- (5) 発生材（建設副産物）の処理にあたっては、関係法令に従い適正に処分すること。
産業廃棄物となる発生材は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用いて管理・処分し、処理後、マニフェストの原本及び計量伝票を用いて、委託者より適正処理の確認を受けること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策について、以下に留意して業務を実施すること。
 - ア 業務従事者の体調管理に留意すること
 - イ 業務開始前に発熱、咳、倦怠感等、体調不良が認められた際は、業務に従事させないこと。あるいは、業務に従事した者に上記の症状が見られた場合、その旨を速やかに委託者に報告すること。
 - ウ 業務開始前、終了後の手指へのアルコール消毒の徹底及びマスクの着用等による感染対策を徹底すること（厚生労働省及び札幌市等から示された指針によりマスク着用の必要が無いと判断される場合を除く）。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項については委託者との書面による協議にて行うこととする。

【別紙】

環境への配慮について

本業務を行うにあたっては、本市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。
- (7) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物または劇物の取り扱い、特別管理産業廃棄物の保管または処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていなければならない。